



2024年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 中 部 水 産 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 脇 坂 剛
(コード番号 8145 名証メイン)
問 合 せ 先 経 理 部 長 臼 井 敬 人
TEL (052) 683-3000

特別調査委員会の提言を踏まえた再発防止策の策定に関するお知らせ

当社は、2024年4月8日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、特別調査委員会より調査の結果判明した事実関係及び問題点の指摘、再発防止のための提言を目的とする調査報告書を受領しております。

本報告書にて示された再発防止策の提言を真摯に受け止め、今後取り組まなければならない再発防止策について取締役会において下記の通り決定いたしましたので、お知らせいたします。

株主の皆様をはじめとする関係者の皆様に多大なるご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に向けて全力で取り組んでまいり所存ですので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

再発防止策の概要

調査報告書「第9 再発防止策の提言」を踏まえ、次の再発防止策を実施してまいります。

(1) コンプライアンス及びリスク管理体制の再構築

A) コンプライアンス教育の実施

- a) 役員に対しては、上場会社の役員として常にコンプライアンスに対する意識を高く保つために、年1回程度、専門家等によるコンプライアンス研修を継続的に実施します。
- b) 従業員に対しては、コンプライアンスの重要性を認識するために、専門家等による勉強会を実施し、その後は年1回程度、継続的にコンプライアンス教育を実施します。

B) リスク評価プロセスの再構築

- a) 営業部門に所属する従業員が営業上の取引に関して循環取引等のリスクを感じ取った場合に、上長への報告・連絡・相談を徹底します。また、上長は循環取引等であるか判断ができない場合には、監査室に相談する運用とします。
- b) リスク管理委員会で対象とする範囲を拡大します。具体的には、取引量が増加している取引先や早期の支払依頼のある仕入先、棚卸資産が増加している冷蔵倉庫等をリスク管理委員会で取り上げる対象とします。

(2) 役職員への実行性のある研修・教育の実施

研修会の実施

役職員への循環取引等に関する知識の向上のため、まずは社内の過去の循環取引の事例について、役職者に応じた研修を実施します。また、役職員への更なる循環取引等に関する知識の向上のため、専門家等による、循環取引が及ぼす事業及び会計上の問題並びに他社事例等に係る研修、理解度テスト等を年1回程度、継続的に実施します。

(3) 管理部門におけるモニタリング機能の強化

A) 財務数値のモニタリング機能の強化

管理部門において、現状の基幹システム機能等を拡充し、四半期ごとの財務数値に係る分析の高度化（取引先別残高の増減及び各種回転期間並びに棚卸資産の冷蔵倉庫別残高の増減分析等）を図ります。

B) 新規取引先に関する商流の確認

(4)A)a)で後述しますが、管理部門を新規取引にあたっての稟議申請に係る回付者に含めることで、商流を適時に把握できる体制を構築します。

(4) 業務プロセスの見直し

A) 新規取引に関する検討事項の明文化

- a) 新規取引を行う際は、取引開始に係る申請書の申請・承認を義務付けることとします。また、当該申請書には、営業担当者が、商流、仕入先、商品内容、取引基本契約ドラフト、決算書又は信用調査報告書、在庫リスク、直送取引の有無及び取引に至った経緯等を記載した書類及び商流スキーム図を添付することとします。これに伴い、当該申請書が回付される決裁者及び管理部門において、商流の確認やリスクを把握することが容易にできるようにします。
- b) 新規取引を行う際は、取引基本契約等を締結することを義務付けます。
- c) 現物確認或いは外部証憑で棚卸資産の存在性の確認ができない取引は行わないこととします。

B) 既存取引先との基本契約等の締結

- a) 継続して取引を行う既存取引先と基本契約等の締結を行います。
- b) 取引内容に変更が生じた場合には、速やかに上長に報告し、基本契約等の変更に係る社内の承認を得ます。

C) 商品買付時における業務の見直し

- a) 営業担当者は商品買付時に事前申請する買付申請書等に、商流及び循環取引ではないと判断する根拠を記載することとします。また、決済条件について基本契約等と相違する場合にはその旨及び理由を記載することとします。
- b) 上長は、営業担当者から商品買付時に申請された買付申請書等に対し、商流、仕入先、商品内容、取引内容、在庫リスク、直送取引の有無及び取引に至った経緯等について、営業担当者と十分なコミュニケーションを図り、当該申請書の商流のリスクを把握するようにします。
- c) 直送取引の場合、営業担当者は販売先に納品されたことが分かる証憑等を受領することとします。

D) 外部冷蔵倉庫に保管されている棚卸資産の現物確認

- a) 外部冷蔵倉庫のうち、仕入先と保管冷蔵倉庫が同一の場合、半期に一度現物確認を実施します。
- b) 上記以外のうち、保管数量や金額等を鑑みて半期に一度一定の先を抽出し、現物確認を実施します。

E) 棚卸数量の適時な把握体制の構築

- a) 棚卸資産の仕入時において、入庫した商品の保管冷蔵倉庫に関する情報の基幹システムへの入力の実施の必要性を社内で周知し、担当者による適時な入力を徹底します。
- b) 基幹システムに保管冷蔵倉庫の情報が正確に登録されているか、上長が確認し承認する運用とします。
- c) 基幹システムの保管冷蔵倉庫情報により、適時に在庫数量や在庫金額等を把握できるようにします。

(5) 取引関係書類の保存期間の設定

現状では、買付申請書等の取引関係書類は当社規程で2年と定められています。過去の取引を容易に検証することができるように、取引関係書類の保存期間を5年と変更します。

以 上